

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所の文部科学省科学研究費補助金の扱いに係る規程

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人社会理論・動態研究所（以下「法人」という。）における文部科学省科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）に係る必要な事項を定め、研究活動の推進に資し、かつ、研究活動の公正性を確保するものとする。

(目的)

第2条 本法人は、研究活動の推進のために、個人研究や共同研究において科研費の申請及び取得を希望する研究者をできる限り援助するものとする。

第3条 研究者は、科研費による研究を行うとき、自発的に研究計画を立案し、実施することができるものとする。

第4条 研究者は、科研費による研究を本法人の活動として行うことができるとともに、科研費による研究成果を自らの判断により公表することができ、かつ、職務として自発的に学会等に参加することができるものとする。

(コンプライアンス教育)

第5条 科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

(研究費の執行)

第6条 科研費を取得した研究者または研究チームは、国民の税金を使用するとの自覚を持って、科研費の執行を、科研費が査定された計画に従い、かつ、本法人の手続きに則って、厳正に行わなければならない。

第7条 本法人は、科研費の査定、文部科学省・日本学術振興会への報告等を厳正に行うものとする。以て、科研費の不正な執行の禁止にできる限り努力するものとする。

第8条 科研費の執行は、当該研究者が責任を負い、その査定、文部科学省・日本学術振興会への報告等については、事務局長が責任を負い、最終的には理事長が責任を負うものとする。

(不正執行の防止)

第9条 本法人は、科研費の執行に不正またはその疑義が生じたときは、特定非営利活動法人社会理論・動態研究所研究者研究活動規程の第18条から第43条にわたる「不正行為の禁止」「倫理委員会」等の規程に掲げた手順に則って、厳正に審議・裁決・処分及び問題解決に当たるものとする。

第10条 科研費の執行に不正またはその疑義が生じたときは、文部科学省・日本学術振興会に問題の経緯と内容を、迅速かつ正確に報告するものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成28年6月1日 第5条を追加